

あなたの固定資産が  
確認できます

### ■ 縦覧期間

4月1日～5月31日

(土・日曜日、祝日は除く)

役場税務課(法勝寺庁舎内)

### ■ 縦覧できる方

南部町内に資産を所有している

納税義務者(代理人の場合は委任状が必要です。)

※縦覧する場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

### 軽自動車税の減免申請を受け付けます

心身に障がい等がある方(本人)に係る軽自動車等の場合

○身体に障がいのある方／障がい名及び障がいの程度によります。(詳しくはお問い合わせください)

○知的障がいのある方／療育手帳Aをお持ちの方

○精神障がいの方／精神障害者がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

○本人が運転する場合は、本人が軽自動車の所有者であること。

○本人または生計を一にする方

※減免の申請は毎年必要です。

### ■ 申請期間

4月1日～23日

(土・日曜日は除く)

### ■ 申請場所

税務課(法勝寺庁舎内)

町民生活課(天萬庁舎内)

が所有者であること。

### ● 構造がもっぱら身体障がい者

等の利用に供するためのものである軽自動車等の場合

### ■ 申請に必要なもの

- ①障害者手帳
- ②運転免許証
- ③車検証
- ④印鑑
- ⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類(例／通学証明書、通院証明書等)

### ■ 減免となる障がいの範囲

○身体に障がいのある方／障がい名及び障がいの程度によります。(詳しくはお問い合わせください)

○精神障がいの方／療育手帳Aをお持ちの方

○精神障がいの方／精神障害者がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

○本人が運転する場合は、本人が軽自動車の所有者であること。

○本人または生計を一にする方

※減免の申請は毎年必要です。

金融機関での納付に  
ご協力をお願いします

新年度から取扱金融機関の拡大にともない、役場での税金や

使用料などの取り扱いを、最小限に縮小させていただきたいと

思います。

住民票、戸籍など証明発行手数料などは、今までどおり窓口で取り扱わせていただきます

が、税金や使用料などはできるだけ金融機関やコンビニエンスストアで納付いただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

※コンビニエンスストア納付は税金(軽自動車税・町県民税・固定資産税・国保税)だけの取り扱いです。詳しくは納付書に記載してある担当課にお尋ねください。

ゆうちょ銀行でも納付できるようになります

4月から税金などの納付がゆうちょ銀行(郵便局)でもできるようになります。

町内5ヶ所の郵便局はもちろんですが、中国5県内のゆうちょ銀行で納付ができます。

今までに発行させていただいた納付書では、納付書の右肩に

のマークが入っているものしか使えませんので注意ください。



### 鳥取県の奥深い話題満載！

県総合情報誌『とっとりNOW』97号(3月1日発行)好評発売中！

世界に誇る日本の伝統芸能、人形浄瑠璃。かつて30座超の劇団が、鳥取県東部にも存在したが、過疎化や娯楽の多様化で徐々に衰退、今や片手で足りるほど。巻頭特集では、この現状を憂いながらも懸命に守り継ぐ人々を紹介。特集は、自然と共に共生しつつ、その恵みを享受する養蜂業に注目し、ミツバチの生態も紐解く。

■取扱場所／下記事務局、県内書店ほか ■定価／1部300円(税込)

■発行／年4回(3, 6, 9, 12月) 【問】鳥取県広報連絡協議会(県庁内) ☎0857-26-7086

